

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
6階会議室等の利用基本方針

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」の実践例および鶴ヶ島市の状況を踏まえ、緊急事態宣言解除後の令和2年6月10日から当面の間、下記により利用制限を設けるなど各種感染防止対策を講じながら利用を再開していきます。

(鶴ヶ島市市民センターの利用基本方針に準じています)

1 基本事項

●3つの密(密集、密接、密閉)の回避

- ・使用できる部屋を制限するとともに、部屋ごとの利用上限を設定する。

※利用上限人数…利用者1人当たりの必要面積を4㎡とし、各部屋面積を一人当たりの必要面積で除す。

●感染予防対策

- ・消毒液等を用意する。(社協窓口で受取)
- ・体調の確認、マスクの着用、手洗い・消毒など、利用者における感染予防対策を徹底する。

●参加者の把握

感染者の発生に際し、濃厚接触者が追跡できるよう、当日の参加者を把握する。

会議室等の利用制限について

6階会議室等	利用上限人数	活動時間
会議室	13人	2時間以内
準備室	7人	2時間以内
ボランティアルーム	※相談室として使用のため、令和4年3月31日までは、使用禁止	

2 利用にあたって

会議室等を利用できる団体は、次の各項目を遵守することができる団体とする。

(1) 提出書類

①事前 6階会議室等利用票

②当日 利用者名簿(平日の利用)

※土日祝日、夜間時の利用の場合は、1週間前にはご提出ください

③当日 利用者名簿に体温の記入(活動終了後)、必ず提出

(2) 自宅等で体調等の確認

①次に該当する場合は、利用できません

- ・本人や同居家族に普段の体調と違う症状（風邪の症状がある、息苦しい、だるい、咳・咽頭痛などの体調不良）などがある。
- ・過去2週間以内に新型コロナウイルスの感染者又は感染が疑われる人との接触がある。

②利用時提出いただく名簿に、体温を記入し、社協に提出すること

(3) マスクの着用

症状がなくてもマスクを着用する。

(4) 活動前後の手洗いの実施

手洗いは30秒かけて水とせっけんで丁寧に洗う。(手指消毒液の使用も可)。

(5) 「3つの密（密集・密接・密閉）」を徹底的に避ける

①利用人数・利用時間の制限

- ・人の密度を下げるため、部屋ごとの利用上限人数以内の人数で使用する。
- ・活動は2時間以内を目安とし、長時間の活動は控える。

②身体的距離の確保等(ソーシャルディスタンス)

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・可能な限り真正面での会話を避け、互いに手を伸ばして届く距離(近距離)での会話などは控える。
- ・人との接近・接触する、大きな声を発する、食事をする、呼吸が激しくなるような運動など、感染の危険性が高い活動は当面の間中止する。

③換気の実施

- ・原則として、窓及びドアは開けて活動する。
- ・雨天、音の発生などでやむを得ず窓やドアを閉める場合には、定期的に（1時間に10分程度）窓及びドアを開けて換気する。

(6) 部屋の清掃及び消毒

活動終了後は、使用した場所の消毒を行う。消毒液は社協事務局で貸し出す。

(7) ゴミの処理

- ・ゴミは基本的に持ち帰る

3 その他

国及び県、市の動向、市内の感染状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。

(令和3年4月1日)